

# 認定区分について

## 年齢と学年について

5歳児（ゴサイジ）	年長	4月2日～翌年4月1日までに <b>6歳</b> になる子ども
4歳児（ヨンサイジ）	年中	〃 <b>5歳</b> になる子ども
3歳児（サンサイジ）	年少	〃 <b>4歳</b> になる子ども
※満3歳児（マンサンサイジ）	満3	〃 <b>3歳</b> になる子ども

## 保育料無償化の対象となる年齢（当園の場合）

満3歳の誕生日の翌月 ～ 小学校入学前まで

### 【重要】

※満3歳児で入園された方は、お子さんの誕生月の10日までに「幼稚園等入園申込提出書類」を園までお届けください。

「幼稚園等入園申込提出書類」は園にありますので、園までお問い合わせください。書類の提出がないと無償化の対象になりませんのでご注意ください。

# 認定結果通知書の支給認定区分

319-3111  
茨城県常陸大宮市  
石沢1468-4

常大こ 第 131 号  
令和 4年 2月21日

若草 太郎 様  
様)

〒319-3111  
若草幼稚園

茨城県常陸大宮市長

鈴木 定幸



## 子どものための教育・保育給付認定結果通知書

先に申請のありました教育・保育給付認定につきまして、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

児童	ワカクサハナコ 若草 花子	認定者番号 000003100000 平成31年11月19日生 女
内容	認定年月日 : 令和 4年 2月18日 支給認定区分 : 教育標準時間認定 支給認定期間 : 令和 4年 4月 1日 から 令和 7年 3月31日 まで 保護者 : 若草 太郎 昭和62年 3月12日生 茨城県常陸大宮市石沢1468-4	
<p>(教示)</p> <p>この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、常陸大宮市長に対して審査請求をすることができます(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、常陸大宮市を被告として(訴訟において市を代表する者は、常陸大宮市長となります。)提起することができます(この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p> <p>問合せ先 茨城県常陸大宮市中富町3135番地の6 常陸大宮市役所 保健福祉部 こども課 電話 0295-52-1111</p>		

## 支給認定区分について(当園の場合)

若草幼稚園に入園可能な認定区分は以下の区分に限ります。

### 教育標準時間認定 = 1号認定

- ・ 3歳以上で教育を希望する子ども
- ・ 3歳になった翌月から小学校入学前まで

### 施設等利用給付認定 第2号 = 新2号認定

- ・ 教育標準時間認定児（1号認）の方で以下の条件を満たしている場合
- ・ 3歳児以上の方（年少クラスより対象）※満3歳児は含まない
- ・ お住まいの市町村で保育の必要性の認定を受けた方

※お仕事や介護等で保育の必要性がある方は園までお知らせください。

月額450円×利用日数（上限11,300円）まで預かり保育料の助成が受けられます。

## **保育認定(保育短時間) = 2号認定(短)**

- ・ 3歳児以上の方（年少クラスより対象）※満3歳児は含まない
- ・ お住まいの市町村で短時間保育(8時間)の必要性の認定を受けた方

## **保育認定(保育標準時間) = 2号認定(標)**

- ・ 3歳児以上の方（年少クラスより対象）※満3歳児は含まない
- ・ お住まいの市町村で標準時間保育(11時間)の必要性の認定を受けた方

年度内の認定変更は可能ですが、各認定区分では利用定員が定められていますので、変更を希望する方は予め園までお申し出ください。

ご不明な点は園までお問い合わせください。

**☎ 0295-52-16112**

## お願い

以下のような事項がある場合は速やかに園までお知らせください。

- ◆ 住居地などの変更（転出・転居・1カ月以上の出国・帰国、電話番号の変更）がある場合。
- ◆ 1号認定者で家庭内での保育が困難になったとき（就職・介護・保護者の通学等など）
- ◆ 2号認定者で家庭内での保育が可能となったとき（退職、産休・育児休業の取得など）
- ◆ 世帯の状況が変わったとき（保護者の婚姻、離婚、家族の死亡など）
- ◆ 就労状況が変わったとき（就労先、就労形態の変更など）

ご不明な点は園までお問い合わせください。

☎ 0295-52-1611